

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第9回）

- 日 時 令和3年11月16日 午前10時00分～午前11時23分
午前11時29分～午前11時49分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 調査対象議員 藤田 昇
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長 高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

-
- 委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。
初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。
本日は、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。
前回、対象議員である藤田 昇議員からの聴取の途中で散会しておりますので、今回も引き続き藤田議員からの聴取を行います。
それでは、藤田議員の出席をお願いいたします。

[藤田 昇議員 着席]

- 委員長 それでは、藤田議員への質疑をお願いいたします。
- 委員 第7回、第8回の審査会の議事録ができています。読ませていただきました。2回の審査会で、はっきりしたことが大きく4つあると思います。
1つ目は、第7回の19ページ、7行目辺りですね。「請求者に謝罪をして、先ほど言いました『あえて申し上げますと』というところから、その藤田議員の発言全体を撤回するということでもいいんですね」、それで藤田議員は「はい、そのとおりです」。これ、何のやり取りかという、第6回で請求者が陳情書処理規程に違反したかのような発言を議論していて、藤田議員はその発言について謝罪をして、撤回するということが1点目です。
2つ目は、第8回議事録の7ページの上のほうですね。藤田議員が「陳情者の方がそのような形で発言をされたということは、今お話聞いていると、確かに自由ですから、そのような形で指摘をするということはいいいと思います」というくだりなんですけど、これは何を議論していたか

というと、教育長に対して陳情者が誤解を招いていたというところなんですけれど、藤田議員は、誤解ではなくて、「お話聞いていると、確かに自由ですから、そのような形で指摘をするということはいいと思います」。なので、教育長に対しての誤解はなかったということが2点目です。

3点目は、第8回の、これも7ページなんですけれど、下から3行目。「体調を崩した原因、その原因は藤田さんじゃないのかという委員の問いに、藤田議員は『そのとおりじゃないかと思えます』」というのがあって、それで、8ページにまたがるんですけれど、3段目、「6回目。認めているということでもいいんですね」。それで委員長が「『そのとおりじゃないかと思えます』と書いてある」——これ議事録ですけど——「そうですよね、間違いない」。それで藤田議員が「はい」。「じゃ、認めているということでもいいですね」、それで委員長が「その議事録は間違いないですよね」。藤田議員は「はい」。で、「認めているということですね」というくだりがあります。これは、体調を崩した原因は、藤田議員の威圧的な発言で陳情者が体調を崩した。恐怖心を与えるような威圧的な発言で体調を崩したということの再確認をしています。

4点目は、第8回の13ページの7行目ですかね。「じゃ、威圧的な暴言、威圧的な発言で相手が傷ついた、体調を崩したというのは一緒だということですね」、これは、かつての傍聴者への暴言と今回の威圧的な発言——「暴言」と「発言」という言い方しますけれど、それに対して藤田議員は「はい、そのとおり」って認めています。その下もですね、3行辺り下ですけれど、「そうすると、傍聴者への暴言——発言ですね」、それと「議員の発言によって市民が傷ついたということでは同じだということを確認していいですね」。藤田議員は「はい」と言っています。ですから、かつての傍聴者への暴言と今回の恐怖心を与えるような威圧的な発言というのは、市民を傷つけたということと同じだということを藤田議員は認めています。

この4点が第7回、第8回ではっきりしたことだと私は思います。

そして、請求者から10月25日付で要望書が出されています。この要望書、内容がいろいろ、教育委員会とのやり取りのメールなんていうのがあります。新しい資料ということになりますので、前回に引き続き分からない点がありますので、何点かお聞きをしていきます。

初めに、請求者への謝罪についてです。これも前回もお聞きしたんですけれど、調査請求書が6月2日に提出されています。5か月以上たちましたけれど、藤田議員から調査請求者に直接謝罪はしたのか教えてください。

○藤田議員　まだ直接の謝罪はできていません。

○委員　「できていない」という表現なのか、「していない」という……、結果的にはできていないということになるんだけど、しようとはしているのか、していないのか。謝罪はしていないということなので、謝罪するつもりがあるのかどうなのかは、どうですかね。

○藤田議員　謝罪するつもりはございます。

○委員　そうすると、なぜ今まで謝罪しなかったんですか。

○藤田議員　今まで、陳情者の方の体調とかもありましたので、議長とか委員長にお願いして、

直接ではなくて謝罪する機会を何回か伺っております。相手のほうでまだちょっと会えないというところで、返事を頂いております。

○委員 それは最初の頃ね。そんなやり取りがあったのかどうなのか、ちょっと詳しくは分からないんですけど。それからもう大分経っているかと思うんですけど、その間は特に藤田議員からアクションを起こすということはなかったんですか。

○議長 委員長、ちょっといいですか。ただいまの委員からの質問の、謝罪の件なんですけども、以前、私のほうに藤田議員のほうから謝罪をしたい旨の相談を受けました。それを受けまして、私が直接日高さんのほうへ出向いて、本人から謝罪をしたい旨の申出がありましたのでという部分をお伝えに行った経緯があります。前々回の審査会の後だったと思うんですけども、行った事実があります。その結果、本人のほうからは、今の段階で本人の口から謝罪を頂いても私たちとしては受け止められないというような返事を頂きましたので、その返事を藤田議員のほうには伝えたという経緯がありますので、そこだけ伝えたいと思いますので、発言をさせていただきます。

○委員 前々回っていうと、前回は8回、前々回が7回なので……。

○議長 6回目が終わった後だったと思うんですけど。

○委員 そうすると、7月20日に6回目をやって、なので8月頃ですかね。そこからまた3か月たっているのかなというふうに思います。3か月そのままということなんですけれど、3月18日の都市厚生常任委員会で藤田議員は「陳情者が威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした」というふうには言っているんですけど、それは言葉だけで、本当に申し訳ないというふうに思っているんですか。

○藤田議員 はい、思っております。

○委員 そうは言っても、直接謝罪をしていないわけです。この間の議事録を読ませてもらった経過なんですけれど、謝罪をしているというのではなくて、終始弁解をしているという感じを私も受けます。時によっては、請求者が悪いんだっていうような感じを、発言をしたりということも感じられます。

次に、3月10日の委員会での、恐怖心を与えるような威圧的な発言についてです。藤田議員が一貫して言っているのが、陳情者が誤解していたんじゃないか、その誤解を解くために発言をしたんだよっていうのを終始言っております。藤田議員の発言では、調査請求書の資料の1ページですね、10日の議事録の藤田議員の発言なんですけれど、3つについて誤解があるというふうに——「1点確認させていただきます」とか、「もう1点」とか、「もう1点」ということで、3点ですね。1つはGIGAスクールについて、2つ目はリーフレットについて、3つ目は教育長について。教育長には、先ほども言いましたけれど、第8回審査会で陳情者の誤解ではなかったということがはっきりしています。

残りの2つです。初めに、GIGAスクールについてです。調査請求書の……今の資料1です

ね、藤田議員の発言の議事録ですけれど、藤田 昇委員というところの7行目です。統合しないところ、するところとか、まだ統廃合が決まっています。決まっていない中でそういう発言はするわけないんですと言っているんですけれど、請求書の資料1の2ページに令和2年度第1回三浦市総合教育会議議事録というのがありまして、その次の3ページが議事録ですけれど、7行目、これGIGAスクールです。「4校としているのは、学校教育ビジョンにおける統廃合の動きが今後どうなっていくか分かりませんが、学校が残っていく段階で残りの小学校にも校内LANの整備を行っていくこととなります」。もうちょっと分かりやすいのが真ん中辺りですね、①って書いてあるところです。「先ほどもお話ししましたとおり統廃合が決定した後、残りの2校を整備する計画です」というので、ここでは、学校教育ビジョンで1中学校区1小学校が決まって、南下浦と三崎の小学校が2校決まるから、そうなったら整備するよって言っているんですね。そうすると、藤田議員の、統合しないところ、するところとか、まだ統廃合が決まっています。決まっていない中でそういう発言するわけないですってということなんですけれど、そういう発言をしています。藤田議員が間違っていたということになるんじゃないですか。

○藤田議員 今、ご指摘の部分の、総合教育会議については前回もお話ししましたが私も知りませんでしたので、今ご指摘いただいた部分については私の調査不足だったということもあると思います。

○委員 それと、10月25日に出された要望書で、ページがないんですけれど1の資料、ウェブメールの、3月12日のやり取りです。そこで、「11月19日に開催された三浦市総合教育会議において」——ちょっと飛ばします——「超高速インターネット及び無線LANについては市内4校に整備し、統合が決定した後残りの2校を整備する予定であり」というふうに説明しております。それで、一番下から4行目のところですね、「市内全校においてタブレット等を活用した学習が同レベルで実現できる見通しを持っておりましたが、三浦市総合教育会議ではその点において十分な説明がなされておられませんでした。大変失礼いたしました」というので、これは陳情者が誤解をしていたのではなく、先ほどの藤田議員の言葉を借りますと、藤田議員が調査不足だった。このメールでいくと、教育委員会が説明不足だった。調査不足と説明不足というので、陳情者が誤解をしていたということにはならないですよ。

○藤田議員 前回のときには、当日、3月10日の他の委員からの質問でGIGAスクールについては答弁はされております。それには統合についてはないのですが、今回、私もこの要望書を見させていただいて、資料を見させていただいて、教育委員会のほうで総合教育会議においてこのような発言をしていたということは知りませんでしたので、調査不足であったと思っております。申し訳ないと思っています。

○委員 そうすると、藤田議員が調査不足、教育委員会が説明不足だということで、陳情者が誤解をしていたということにはならないということですね。

○藤田議員 はい、教育委員会のほうでも謝罪しておりますので。

○委員　そうすると、陳情者が誤解をしていたということではありません。

もう一つの、リーフレットです。調査請求書の資料1の1ページ、藤田議員の発言なんですけれど、「市民からの要望でこのリーフレットを作ったんです」って言っていますけれど、市民からの要望でリーフレットを作ったんだって言っていますけれど、調査請求書資料1の5ページに流用・充用事前相談シート、リーフレットを出すのに予算を流用しなきゃいけないということでの相談シートです。2番目の予算科目、概要等の④、事業の内容（流充用により行う内容）です。ここには「学校教育ビジョンの市民理解を深めるために、説明会の開催、ホームページへの掲載以外の方法での広報が必要であるとの見解が、地域協議会の中で示された」というふうにあるんですけれど、市民からの要望ではなくて地域協議会の中で出された意見でリーフレットを作成したことになりますけれど、藤田議員が市民からの要望でリーフレットを作ったんだっていうふうに言っていますけれど、決めつけていますけれど、どう思いますか。

○藤田議員　今回、要望書も見させていただきました。陳情者の方のことを否定しているわけではございません。陳情者の方がそういう形で述べられていることに対して否定ではなくて、このビジョンについて、以前も地域協議会の委員の方は市民の方なのでという形で答弁をさせていただいておりますが、今ここに示されている、地域協議会の中で示されたということに間違いはないと思います。

○委員　地域協議会の記録は……、資料1の7ページ。これ、市民かどうかっていうのはこの間も議論した記憶があるんですけど、市民かどうかっていうのは分からないんですよ、委員とだけで。これをもって市民からの要望だっていうふうにならないと思います。

それと、要望書の2の資料①、3月29日のメールのやり取りです。メールの本文で、1ですね、「藤田議員含む、市会議員の方々にはリーフレットについてどのような説明されたのでしょうか？」と請求者が教育委員会に聞いています。それでA1——答えが、「また、令和3年第1回三浦市議会定例会都市厚生常任委員会」——これは3月10日の常任委員会。「陳情審査の席上で、「三崎地区の地域協議会の中で『学校教育ビジョンの内容を市民の皆さんが知らない』『今までと違った形で多くの方々がビジョンの内容を知れるような手立てをとるべき』との指摘をいただき、それにこたえるために作成した。」との答弁を」していますってということなんですけれど、市民の方からの要望っていうのはここでも出てこないんですけど、どのように思いますか。

○藤田議員　今までの答弁が、地域協議会の委員の方が市民の方だということで、その委員の方からの発案でリーフレットの作成に至ったというご説明をさせていただきました。今回、要望書の中の資料を見させていただいて、陳情者の方がそのように思うのは……、そういう部分では教育委員会のこのメールについては、私もその辺については初めて見させていただきましたので。

○委員　もっと言っちゃうと、第6回議事録の5ページの上のほうの藤田議員の発言です、9行目になりますかね。「あくまでも市民の方、多くの方からそういう分かりやすいものを作ってほしいという要望を受けているということは聞いておりました」、いつ誰から聞いたんですかね。

- 藤田議員 分かりやすく作ってほしいという部分は聞いておりました。
- 委員 誰から。
- 藤田議員 複数といいますか、地域協議会の打合せのときにもちょっと確認をさせていただいてお話を聞きましたが、地域協議会の委員から出たということでお話をさせていただきました。
- 委員 地域協議会の委員が市民なのかどうなのかっていうのは、分からないんですよ。市外の先生かもしれないし。それと、ここで言うと、「多くの方からそういう分かりやすいものを作ってほしいという要望を受けている」と聞いている。それで、地域協議会ですと、この議事録だけ見ると1箇所かな、そんなに多くのって……、それが市民かどうかも分からないし、多くのってということでも、さっきのメールのやり取りでも、地域協議会から出されたんだよってということで、それで、メールの2番目ですね、「また藤田議員にだけ、個別に説明をされたのでしょうか?」、A2「藤田議員にだけ別の内容の説明を行ったことはございません」。なのに、多くの方から要望を受けているんだ、聞いていますっていうのと矛盾するんじゃないですか。
- 委員長 だから、多くの方がどういう方なのか。藤田さんが言うのは、地域協議会の方っていうこと。それとも、それ以外の自分の……。
- 藤田議員 市民からも要望を受けていたこともあります。
- 委員長 それが多くの方っていうこと。
- 藤田議員 そうです。
- 委員 受けていたっていうのは、誰が受けていたんですか。
- 藤田議員 私がです。
- 委員 だって、作ったのは教育委員会なんですよ。藤田さんじゃないんですよ。
- 藤田議員 いや、作った後の話です。実際、作る前の話の部分というのは、このメールにあるように……
- 委員 作った後の話……、後っていつなんだ。正月に配られたわけですよ。
- 委員長 3月だ、これは。
- 委員 だって、市民からの要望でこのリーフレットを作ったんですっていうことだから、藤田さんが要望を受けて、藤田さんが作っているのならばいいけれど、藤田さんが要望を受けている、それで教育委員会が作ったわけですよ。そうすると、藤田さんと教育委員会との間というのは、何があるんですか。
- 藤田議員 都市厚生常任委員会の協議会の資料の打合せのときにも話を、確認しました。個別に聞いてはいませんが、協議会の打合せのときに確認をさせていただきました。
- 委員 それは、地域協議会でそういう意見が出たんですよっていうことですよ。
- 藤田議員 市民の方からの要望でということ。
- 委員 市民の方々なの。地域協議会の中で……
- 藤田議員 分かりやすくしてほしいという多くの要望があるということをお伺いしました。市

民の方から。

- 委員長　　ちょっとその辺が……、都市厚生の中で教育委員会がそうやって言ったの。市民の方から要望があつてと。
- 藤田議員　　そうですね、協議会の打合せのときにです。
- 委員長　　協議会の打合せのときに、教育委員会のほうで市民の方からそういう声が多いのでっていうふうなことで説明を受けた……
- 藤田議員　　いや、それは先ほど言いましたように、出た後に私の知り合いからもそういうふうな話は聞いたっていう部分ですね。
- 委員長　　その部分のことを言っているわけじゃないのね。
- 藤田議員　　そうです。地域協議会の市民の方っていうのは聞いています。
- 委員　　多くの方っていうのは。
- 委員長　　多くの方っていうのは地域協議会の方じゃなくて、藤田さんの知り合いの市民の方っていうことなんでしょう。
- 藤田議員　　そうですね。それも含まれています。
- 委員　　それは藤田さんに要望を上げたわけであって、教育委員会に要望を上げていたっていうことじゃないでしょう。だって、「要望を受けているということは聞いておりました」。自分のことならば「聞いておりました」なんて言わないでしょう。「聞いております」とか。
- 藤田議員　　ですから、聞いておりましたというのは、協議会の打合せのときに確認をしました。
- 委員　　協議会は3月なんですよ。作ったのはその前、11月か12月なんですよ。だから、要望が出ていたとすれば、その前なんですよ。
- 委員長　　作る前。
- 委員　　12月議会の終わりに、こんなの出すよっていうのは……。
- 藤田議員　　その付録についていたんです、紙が。たしか、リーフレットのところに説明書きみたいのが付いていたんです。
- 委員　　これですよ。このチラシは、ビジョンの考え方を説明するために作成しましたが、新しい学校体制については、現在、三崎地区・南下浦地区の各地域協議会でご意見を伺っています。地域協議会では、小学校統廃合の必要性も含めて、丁寧に協議しています。ビジョンは、これまでの三浦市の学校教育を否定するものではありません。児童が減少し続ける状況を踏まえ、今後求められる学校教育のあり方を考え合わせた『近い将来のプラン』です。チラシ裏面のQ&Aも併せてご覧ください」。多くの市民から要望があつたからこのリーフレットを作りました、なんては書いていないですよ。
- 委員長　　それには書いていないそうなので。
- 藤田議員　　私の発言に誤解を生むような発言があつたのかなと思いますので、その辺は申し訳ありませんでした。

- 委員　　そういうことになる、誤解を招くような発言だっていうことなので、藤田議員の思い込みだということなんですかね。市民からの要望でリーフレットを作ったんだってというのは。
- 藤田議員　　いや、あくまでも思い込みじゃなくて、地域協議会の方は市民の方だということで、多くの市民の皆さんに知っていただきたいという旨で作ったということを知っていました。その辺の部分で、ちょっと今の発言の仕方が、多くの市民からっていう部分については誤解招くような発言をしたということだと思いますので、私の部分ではそういうふうな形の発言をさせていただきました。
- 委員　　市民かどうかっていうのは、地域協議会の議事録だけでは分からないんですよ。
- 藤田議員　　ですから、それは協議会のほうで確認をさせていただきましたので。
- 委員　　そうなの。協議会で、この委員は誰なんだって……
- 藤田議員　　協議会の打合せで確認をさせていただきましたので。市民の方からですかということ。
- 委員長　　都市厚生の方の協議会の中でそういう話が出たということ。
- 藤田議員　　そうです。都市厚生の方の協議会。
- 委員　　第6回のやつは、誤解を招く、「多くの」というところね。そうすると、協議会の委員からっていうのだとあれだけど、市民の方からの要望で、1人の市民からの要望で流用までしてパンフレットを作ったんだっていうことになっちゃうの。
- 藤田議員　　リーフレットであります、委員の方は市民の方の代表の委員の方なので、その市民の方の代表の方でそういう委員の意見が出て作成したという形で聞いておりますということですよ。リーフレットの裏面にもありますが、市民の方の代表ですから。
- 委員長　　そこも取り方がちょっと……。要は、藤田さんの発言の仕方だと、藤田さんが多くの人から話を聞いてっていうふうに取りがちやうと思うんですよ。その部分がきちっと、協議会の委員の方は市民の代表だから、その声ですよっていうふうに言えばよかったんだろうけど。そこが違っていると思う。
- 藤田議員　　そうですね、私の説明不足で申し訳ないです。
- 委員　　協議会の構成メンバーって、市民の方だけじゃないんですよ。先生も入っているんですよ。
- 委員長　　職員も入っている。
- 委員　　あくまでも市民からの要望でこのリーフレットを作ったんですってというのは、藤田議員の思い込みなんだろうなというふうに思います。
- 協議会の中で出されたことなんですよ。なので、何を言いたいかということ、陳情者が誤解をしていたということにはならないんじゃないですか。
- 藤田議員　　陳情者の方に何か非があるようなことにとられてしまったら、それは誠に申し訳ないと思っております。市民の方——陳情者の方の意見もその意見の一つだと思いますので。

- 委員 陳情者の誤解ではなかったということですよね。
- 藤田議員 はい。
- 委員 そうすると、G I G Aスクールも、リーフレットも、教育長についても、藤田議員が言われた3つの点、資料1のところで「今の陳情書を見ていてですね、ちょっと誤解があるみたいなので」、委員長を降りて発言をしたんですね。だけど今の議論は、前回の議論でG I G Aスクールも、リーフレットも、教育長も、陳情者は誤解をしていなかったというのを藤田さん認めたんですよ。そうすると、陳情者が誤解していないのに、この発言をなぜ藤田さんはしたんですかね。委員長を降りてまで、なぜ発言をしたんですか。誤解じゃなかったのに。
- 藤田議員 今までも説明をしてきておりますが、結論を言いますと、今お話ししたように調査不足もあったと思います。そういう部分では申し訳ないと思っております。
- 委員 そうすると18日の発言が……、3月18日都市厚生常任委員会記録抜粋というのがあるんですけど、その真ん中辺りですね。「私としては、審査を進める中で、陳情者と行政との間に誤解を生じているのではないかと感じたため、誤解を解こうと、一委員としてあのような発言をいたしました」っていうこの部分っていうのは、おかしな話になっちゃうんじゃないですか。誤解がなかったんだから。
- 委員長 そこは藤田さんの調査不足じゃないの。調べていなかった部分。
- 藤田議員 先ほど言いましたように、委員会での質疑では、その時点では他の委員との質疑でも、G I G Aスクールも、訂正をされた行政の答弁があったんですけど。ですから、今、委員長が言われるように、今時点でありまして調査不足だった部分というのは確かにあると思いますが、その時点では誤解を解くためっていう部分で話をさせていただきました。
- 委員 そうすると、3月10日のときには誤解があったと思っていたけど、今の時点で誤解はなかったというのが分かりましたということですよね。
- 藤田議員 はい。調査不足という部分もあったと思います。本当に申し訳ないと思っています。
- 委員 陳情者からすると誤解があったって決めつけられて、3月10日にG I G Aスクールのところでは、決まっていない中でそういう発言するわけないんです、リーフレットのところでは、出したわけではないということを改めていただきたい、教育長のところでは、正しい発言じゃない、ちょっと控えていただきたいっていうふうに言っちゃっているんですよ。調査不足でした、だけで済むんですかね。
- 藤田議員 陳情者の方に、本当にそういう部分では不快な思いをさせてしまったり、今お話を頂いたように、今までの、故意ではありませんけど私の発言で陳情者の方に不快な思いをさせてしまったということは、本当に誠に申し訳ないと思っております。改めておわび申し上げます。
- 委員 不快だけじゃなくて、体調を崩しているんですよ。
- 藤田議員 体調を崩されたことに対しても、本当に申し訳ないと思っております。一日も早く、直接謝罪をさせていただきたいと思っております。

○委員 3つの点で、誤解ではなくて藤田議員の調査不足だったというのがはっきりしました。

3点目です。恐怖心を与えるような威圧的な発言についてですけど、第6回議事録の7ページ、下から7行目ぐらいですかね、これは前回も議論させてもらいましたが、藤田議員が「今、言われた、休憩中の傍聴者に対する発言と、私が委員会の質疑でしたことは根本的に違うと思っています」ってあるんですけど、根本的に違う点というのは、私はですよ、休憩中ではなく議会中、委員会で起きたということ、これが私は根本的に違うと思っているんですけど、藤田議員はどうですかね。

○藤田議員 以前も申し上げましたように、故意か故意じゃないかという部分もあると思いますので、私は恫喝するつもりで質疑したわけでもなく、そういう部分では相手を悪者にしようと思って質疑したわけでもございません。根本的に違うということは、そういうことだと理解しております。ただ、相手の方が私の発言で傷ついてしまったということに対しては、以前から申し上げているように、本当におわびを申し上げたいと思っております。

○委員 休憩中じゃなくて、委員会の陳情審査中というので、極めて悪質だとは思いませんか。

○藤田議員 陳情者の方を傷つけてしまったということに対しては、本当におわびを申し上げたいと思っております。

○委員 悪質だっていうふうに認めるということですか。

○藤田議員 悪質だとは思っておりません。ただ、傷つけてしまったことに対しては、おわび申し上げます。

○委員 傷つけたっていうのは、陳情者、それはもちろんおわびしなきゃいけないんですけど、議会の中で議員として、委員会の中でそういう発言をしたということについてはどう思いますか。議員として。

○藤田議員 故意ではありませんけども、結果的にそういう部分というのは反省をしております。

○委員 政治倫理条例の第4条の(1)です。「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」っていうところでは、議会全体の品位と名誉を損なう発言だというふうには思わないですか。

○藤田議員 議会の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたと思っております。

○委員 4点目です。かつて傍聴者への暴言があって、先ほども言いましたように、第8回の13ページ、7行目ですね、「威圧的な暴言、威圧的な発言で相手が傷ついた、体調を崩したというのは一緒だということですね」、それで藤田議員は「はい、そのとおり」。その下辺りに「そうすると、傍聴者への暴言——発言ですね。議員の発言によって市民が傷ついたということでは同じだということで確認していいですね」、それで藤田議員は「はい」ということで、傍聴者への暴言と今回、藤田議員が委員会で威圧的な発言というのは一緒だということですね。

○藤田議員 傷つけてしまったということは一一緒だということで、故意か故意じゃないかというのは違うということでお話しさせていただきました。

- 委員 故意か故意じゃないかというのは、どういうことですか。
- 藤田議員 暴言を最初から吐いたということじゃなくて、前のは暴言を先に「てめえの首取ってやる」という暴言を吐いたと思うんですけど、私は暴言を吐くつもりで発言はしておりませんので。
- 委員 暴言という言い方と威圧的な発言って分けてはいるんですけど、かなり……、改めていただきたいとか、正しい発言じゃないとか、控えていただきたいっていうようなことで、それで体調を崩したということでは一緒じゃないですかね。故意か故意じゃないかっていうことではないんじゃないかな。
- 藤田議員 まるっきりそういうつもりで発言をしたわけではございませんので。ただ、結論的に相手の方が傷ついてしまったということは、本当におわびしたいと思っておりますのは、ずっと変わらず思っております。
- 委員 じゃ、結果的には一緒だということでもいいですね。
- 藤田議員 傷ついてしまったということに対しては答弁してあるとおりでございます。
- 委員 そうすると、これ前回の終わり辺りでやり取りをしたんですけど、なかなかこう、元に戻っちゃうって発言が多かったんですけど。結果的には一緒だということになると、かつて社会福祉事業等に関する特別委員会の議事録というのがあって、4ページの10行目ですね、「非常に前代未聞の、議員としての責任を感じております。そういう意味においては、やはり私も辞職勧告に相当する、今回の事案だと受け止めております」というふうに発言をしているんですけど、結果的には一緒だということだと、今回も辞職勧告に相当するというふうに藤田議員は考えているんですか。
- 藤田議員 法的に見ましても故意か故意じゃないかによって大きく違ってきますので、私自身はそういうつもりで発言はしておりませんので。そういう部分では大きな違いがあると考えております。
- 委員 故意じゃない、過失だということなんですか。
- 藤田議員 はい。故意ではなかったのです。
- 委員 普通、故意じゃないっていうと、出会い頭にぶつかっちゃったなんていうのが故意ではないなんていうふうには思うけれど、これだけの文章を発言するわけですよ。多分、事前に原稿を用意して発言をしたわけで、故意じゃないというのは当てはまらないんじゃないですかね。偶然に出くわしちゃったとかっていう、ぶつかっちゃったとかっていうのは故意なんだけど、事前に用意をして、これだけの発言をするというのは……、請求書のところを借りると、請求書の補正2ページの8行目ですかね、「一番の問題は、陳情者に恐怖心をあたえるような威圧的な口調で『改めていただきたい』『控えていただきたい』などと、陳情を抑制したり」というので、陳情者の陳情を抑制するとか……。3ページのところも、10行目かな、「むしろ、今となつては、そのように恫喝して、私の発言を止めるのが目的であったのかも知れないとまで考えてしまいま

す」なんていうことで、藤田議員が事前に用意をした発言、出くわしちゃった、故意じゃないってということにはならないんじゃないですかね。

○藤田議員 事前に用意とか、そういう部分で何か相手に恐怖心を与えようとか、そういう思いで一切やっておりません。

○委員 事前に用意はしなかったんですか。この3点について発言をしようということ、事前に用意はしてあったんですよね。

○藤田議員 事前に用意ってどういう形だか分かりませんが、GIGAスクールについては私は一般質問もしていますし、委員会の中で質疑もされていまして、それに基づいてお話をしました。リーフレットについては持っておりましたので、お話も聞いておりました。その中で、何か原稿を作って用意していたとかそういうことはございません。

○委員 それでも、偶然にこの発言をしたということではないですよ。

○藤田議員 偶然とかそういうことではなくて、故意か故意じゃないかっていうことです。相手をおとしめようとか、相手を悪者にしようとか、相手を傷つけようとか、そういうことを思っていることではないということです。

○委員 結果的には相手を悪者に……、相手っていか陳情者——請求者は悪者にされちゃったなんていうくだりもあるんですよ。これもハラスメントの定義で、何回も議論したんですけど、発言をする——言う側じゃなくて言われた側なんです、結果は。なので、偶然にこうなっちゃったって、偶然にこれだけの文章がすらすらすらと出るってことではないでしょうから、偶然ではないわけですよ。それで結果的に請求者が体調を崩したっていうのは、一緒なんです。ハラスメントの定義からすると一緒なんです。（「その辺はもう、委員の取り方でいいんじゃないですか」の声あり）

そうすると、今回の陳情者への恐怖心を与える威圧的な発言は、議員辞職に相当する事案だとは考えていないということですか。

○藤田議員 違うということは前回もお話しさせていただいたとおりです。ただ、陳情者の方に対しては、本当にこれからもお詫びをさせていただきたいと思っております。

○委員 そうすると、ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですけど、藤田議員が3月10日に発言をした動機、きっかけは、誤解があったからだっていうことの根拠がなくなっちゃったっていうのが1つ。そして2つ目は、政治倫理審査会でも弁解を繰り返して、挙句の果てに、陳情書処理規程を持ち出して、あたかも請求者が悪いんだっていうような発言をして、撤回せざるを得ない状態になっています。3つ目、休憩中ではなくて議会中、委員会の中で発言したこと。この3つを採っても、休憩中の傍聴者への発言よりも悪質だというふうには思わないですか。

○藤田議員 悪質とは思っておりません。ただ、ご迷惑かけて、嫌な思いをかけたことについては、引き続き謝罪をしていきたいと思っております。

○委員 発言する根拠がなくなっちゃった、審査会の中でも相手を悪者に仕上げようとした、議

会中に起こった、この3つで、非常に重く受け止めなければいけないと思うし、悪質だなというふうに思っています。藤田議員は、そのような恐怖心を与えるような威圧的な発言をしたことに対して、どのように責任を取るつもりなのかお聞かせ願えますか。

○藤田議員　まずは相手に謝罪をすることが最優先だと思っております。

○委員　その後は、もちろん謝罪をすることが最優先だと思うんですけど、最優先の割には3か月間、何もやってこなかったっていうのはありますけどね。

○藤田議員　改めて私の発言、政治倫理審査会の発言で陳情者の方に不快な思いをさせたということに対しては、おわびを申し上げたいと思います。

○委員　それだけですか。

○藤田議員　あとは、もちろん議会の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしたということに対しても謝罪をさせていただきたいと思います。

○委員　請求者に謝罪をする、おわびをする、議会の皆さんに迷惑かけた、謝罪するっていうことだけですかね。藤田議員が発言した内容、そして陳情者が体調を崩した、この審査会で——今日で9回目だけ——の間の藤田議員の発言等を考えて、それだけですかね。

○藤田議員　まずは今、政治倫理審査会中ですので、とにかく相手の陳情者の方におわびを申し上げたいと、それが最優先と考えております。

○委員　なかなか、時間も経っちゃっているのですね。それと、審査会の中での藤田議員の一貫した弁解、請求者をあたかも悪者のように仕上げていくっていうような態度なんていうのがあって、謝罪はできるけど、それを受け止めてもらうというのはなかなか難しいのではないかというふうに思います。それと、議員として、やっぱり議員としての品位、議会全体の品位を損ねたというふうに私は思います。

以上です。

○委員　私のほうからも何点か聞かせていただきます。今日の最初にあった、請求者への謝罪のところなんですけれども、7月だったかな、議長のほうにお話をされて、謝罪をしたい旨、議長を通して伝えられた。ただ、その時点ではお受けしてもらえなかったというような説明がございました。ただ、その一方で、藤田議員と請求者の方はメールアドレスも交換している仲だっているということも請求者のほうからお話があったんですけども、メールだとか電話だとか、そういったことで謝罪をしたい気持ちをお伝えするというようなことはされてこなかったですか。

○藤田議員　今までメールを差上げたことはないです。頂いたことはあるんですけど。

○委員　メールを頂いたことがあるっていうことは、メールアドレスを当然把握されているわけだから、そういった方法も取れたのかなというふうには思うんですけども、その辺は。

○藤田議員　相手が体調を崩していますので、またその辺で変な刺激じゃないですけど、そういうことを考えて間に入らせていただいているので。議長にも、今回も行っていただいたり、その後もさせていただいております。委員長にもお願いしたり、あらゆる面で間に入らせていただいて、

それで様子を聞いていただいて、私にお会いしていただけるかどうかというのを確認させていただいております。ただ、まだ体調がすぐれないということもあるので、刺激をしてはいけないという部分で控えさせていただいております。

○委員 第5回の7ページなんですけれども、5行目のところで藤田議員が「誠意が伝わるような形でしっかり謝罪をしていきたい」というふうに述べられています。それで、自分に置き換えたら、また感覚とかの違いがあるから私が全て正しいというわけではないですけども、私としてはやっぱり、仮にそういったようなことを、誰かに危害を加えてしまったとかというときは、やはりその気持ちをすぐにでも伝えたいがために、取れる方法はどんどんやっていくんだらうなというふうに想像しているわけです。それが例えば電話をかけてみたり、受けてくれるかは別として、あるいはメールでまずはその気持ちを伝える努力をするとか、そういうことを私にして、相手が、この人は本当に謝りたい気持ちを持っているんだというようにことを分かってもらうところからスタートだと思うんですけども、その辺が私は誠意のところだと思うんですけど、藤田議員の考える誠意とはどういうところか聞かせてもらっていいですか。

○藤田議員 委員がおっしゃることもそうだと思います。先ほども私が申し上げたのも、政治倫理審査会にも諮られておりますので、また相手の体調ということも、回復を祈ってきておりますけども、できる限り直接お会いして謝罪をしたいという気持ちはずっと持ち続けてきております。その部分では、先ほども申し上げましたけど、委員会の最中の私の発言についても、相手に対して不快な思いをさせてしまったということに対しては改めておわびをさせていただきましたが、そういう部分では引き続き、しっかり誠意を、受けていただけるような謝罪を、努力をしていきたいと思っております。

○委員 先ほど議長のお話の中で、まだ相手の方がお受けできないというようなところだったので、今後も引き続き直接謝罪ができる機会が与えられるように努めてもらいたいというふうに思います。

○藤田議員 はい、努めてまいります。

○委員 それで、自分もまだ確認が全て終わっていないので、Tシャツの件なんですけれども、3年度から新しい業者に引き継いだというようにお話がありました。その引き継いだ理由ってものを、もう一度聞かせてもらっていいですか。

○藤田議員 以前にも申し上げましたが、以前から平日に配達しなきゃいけないということで、私も結構負担になっておりました。そういうことで、教頭先生とも相談して、誰か引き継いでくれる業者がいたら代わっていきたくて。一番の理由は、義援金シャツが10年間で終了になりました。そういう部分においては義援金シャツが終了したとともに、申し訳ないけど、引き継いでいる業者がありましたので、そこの年度で代わって引き継いでもらいました。

○委員 当時、教員向けに最初販売されて、その後、児童たちも幅広く、今度は児童たちのときは復興の部分がなくなった形で作成されたというようにお話がありました。その児童たちのT

シャツを受けるときに、藤田議員のほうから、別の業者に頼むと版代がまたかかってしまって、その分、支援協議会としては費用がかさんでしまうため引き続きお受けしたというような話だったんですけど、令和3年の引継ぎのときに、版についても引き継いだのかを聞かせてもらえますか。

○藤田議員　引き継ぎました。

○委員　そうすると、支援協議会の負担っていうのは、その部分では生じなかったというふうに思うんですけど。その一方で、150周年に向けた事業に備えて協力してほしいというようにお話をされていて、150周年って、たしか来年だったかな。そうすると、あと1年頑張ればっていうところが、やっぱりどうしても自分の中で引っかかるんですけども、最初も「150周年のために協力してくれ」で、そういうことならっていう気持ちで藤田議員も受けていたわけですから、どうしてあと1年頑張れなかったのか。その部分を、先ほどの平日にしかっていうところもあるけれども、例えばこの平日に学校に納品に行けば、子供たちがそのTシャツを着て、いつもいるのを目にしているわけだから、何とかって気持ちが起きなかったのか。もう一度その部分をお聞きします。

○藤田議員　小学校の子供たちには支障がない形で業者が引き継いでいただけましたので、別に私がやらなくても何も、負担がかかるとか値段が上がるとか、そういうこともなかったの。かえって少し値段が下がったみたいな話も聞いていますから、そういう部分においては、協力していくということは、別に販売しなくてもあらゆる角度で、何かあればアドバイスできると思いますので。ただ、やはり前からそういう部分で考えていましたので。

○委員　分かりました。

それと、6回の8ページの一番下のところ、「議員を辞めていただきたい、議会に対しては辞職勧告をしてほしいという発言があった」というようなこと。それに対して、「私の一存で云々」ということは、この場で発言は控えさせていただきます」というふうに藤田議員は答えています。先ほども議員辞職とかそういうことは考えていないっていうふうに言っていたんですけども、今回のこういったことになってしまったことを支援者の方々と、何か今後の対処の仕方とか考えたことがあるのか、その辺を聞かせてもらえますか。

○藤田議員　今後の対処というか、ご説明をさせていただいたことはございます。問合せはかなりございますので、それにおいては一つ一つ、その都度ご説明をさせていただいております。

○委員　その問合せの中には、やっぱり様々な意見があろうかと思えますけども、どういった意見があるか聞かせてもらうことはできますか。

○藤田議員　それはこの場ではちょっとあれですので、そういう多くの意見があるっていうことではございませんので。委員会の、現実をお話しさせていただいております。

○委員　きっと厳しい意見もあれば応援する意見もあると思えますけど、その辺は、自ら潔い態度とか書いてあったかなどこかに、その辺も重々胸に刻んで受け止めてほしいと思っています。

あと、平成28年4月22日、これは自分でプリントアウトしたもので、社会福祉事業等に関する特別委員会の第3回のところなんです。そのときに、これ先ほど言われた傍聴者に対して恫喝だっというときの議論なんですけども、恫喝を受けたとされている職員の方が20日間以上休んでいられると。大変に、職員の方が精神的ショックからまともに勤務につけない状態にある、職場では大きな被害をこうむっている、そういったことについて……

○藤田議員 申し訳ない、ちょっといいですか。すみません。

○委員長 暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。続けてください。

○委員 すみません、ちょっと質問を間違えてしまいました。先ほど、委員とのやり取りの中で、リーフレットやGIGAスクールに対して誤解ではなかったっというようなことが確認されたと思っています。それで、藤田議員のほうからも自分の調査不足、あるいは行政の説明不足というような言葉があったと思うんですけれども、藤田議員が調査不足であったと判明したと考える時期というのは、いつぐらいになりますか。

○藤田議員 改めて今回の要望書を見させていただいて、資料を付けていただきましたので、そこを見させていただいたときに、その後の経過でこういう形で、1つの例を取りますと教育総合会議って私も知りませんでしたので、実際、傍聴もしていませんでしたので。そういうことも改めて見させていただいて、今お話をさせていただきました。

○委員 そうすると、教育総合会議のは、この請求書が出たときに資料として提出をされていたと思います。資料1というふうなところで、教育総合会議の議事録の中で行政側が発言していたことがあるので、自分の調査不足っというの、この時点で調査不足と感じたのではないということになるんですか。

○藤田議員 政治倫理審査会の中で質疑がありましたけれども、実際、例えばGIGAスクールとかそういう部分というのは、以前申し上げましたが、その当日——10日の委員の質疑の中でそういう、私が質問した同じ内容の答弁がありましたので、その時点では総合教育会議の内容を私も知りませんし、傍聴もしていませんし。後にこの調査請求、資料で出てきたりとかしまして分かったこととございます。そのことは前にも述べておりました。全体的に、今そういう形を見ると、先ほど言った行政の説明不足とかそういうことが実際に起きていたということで、私が調査不足という形でおわびをさせていただきました。

○委員 10月25日に要望書というのが出てきています。その中に、行政と請求者の間のメールのやり取りなどが添付されていて、これを見たときに行政が説明不足であったっということを理解したということになりますか。そうすると、それまではやっぱり藤田議員が誤解をした主張をしていたっということになっちゃうのかな。結果的にね。

ちょっと飛んじゃって申し訳ないですけども、前回、委員とのやり取りの中で、当時の傍聴者

に対する恫喝事件と今回の委員会中の威圧的な発言というものについて、前の例に当てはめないで考えてくださいというような主張のことを藤田議員が言われていたと思います。申し訳ないです、議事録のどこでっていうのは今言えないんですけども、たしかそういうような発言をされてました。それで、私もその委員と同じ考え方なんですけれども、似たような事例があったから、似たような事例に当てはめて判断するのが妥当かなと思うんですけど、その点で、似たような事例であっても当てはめないでっていうような発言をすることが……。今回のケース、まあ発言の一字一句が同じになるのは一切ないっていうのは分かっていますが、その辺で、過去の先例を参考にしないでくれというところについて、どういう気持ちでおっしゃったのか聞かせてもらえますか。

○藤田議員 過去の先例とかは言ってごさいません。

○委員長 内容が違うって。

○藤田議員 はい。

○委員 12ページの下辺りかな、「比べる意図がちょっと分からないんですが」「なぜ比べなきゃならないのか」。

○委員 我々、議員の皆さんにも、この『三浦市議会先例集』というのが配られたりもします。それで、例えば一般質問や委員会などで何か他市の例を参考にして、これはいい例だからぜひ我が市でもってというような提案もしたりもします。やっぱり事例があってこそ、その事例を三浦市に当てはめて、よりよいものになればいいんだ、あるいは判断がつかないから、過去の例を参考にさせてもらって判断をしていきましようっていうようなことも、我々の判断の基準になるのかなっていうふうにも考えるんですけども。そこら辺で、同じような現象を比べるのは至って普通の話だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○藤田議員 他の判例とかそういうことで比べるということではなくて、先ほども申し上げましたように私は暴言を吐いたということではないので、その部分の話をさせていただきました。

○委員 現象としては同じということは、先ほど委員とのやり取りの中で確認できたのかなとは思っています。現象について今考えるべきだと思うんです。現象について同じであったら、同じような例を参考にするのは普通の話かなと思いますけど、その辺はどういう考えでいるのか聞かせてもらえますか。

○藤田議員 それは委員の意見だと思いますので。

○委員 まあ、各委員のっていうところで、それは。

○藤田議員 はい。

○委員 現象としては同じっていうのが先ほど確認できていますので。これらの現象について、悪質とは思っていないっていうようなことをさっき言われていました。それで、悪質でないと藤田議員が思っているっていうことなんですけども、3月10日に陳情に来られて、その後、我々のこの議論を議事録で確認しながら、いろいろとショックを大きくさせているというようなことが要望

書の中に出ていたと思うんですけども、そういった要望書を藤田議員も見られていると思いますけども、そういった請求者のお気持ちというものを考えたことはありますか。

○藤田議員 はい。先ほども謝罪をさせていただきましたが、請求者の方に不快な思いをさせてしまったということは本当におわび申し上げますということで、先ほど来、謝罪をさせていただいております。

○委員 それで、さっきの発言しかけたことにつながるんですけども、平成28年4月22日、社会福祉事業等に関する特別委員会の中で、恫喝を受けたとされる職員が20日以上仕事を休んだ、精神的ショックからまともに勤務につけない状態にある、職場では多くの被害をこうむった、そういったことについて「非常に政治倫理上に問題がある今回の案件だと思います」っていうふうに藤田議員がおっしゃっているんですけども、藤田議員は今回の件、政治倫理上の問題についてどのように考えているか聞かせてください。

○藤田議員 先ほど来、申し上げているように、故意か故意じゃないかの大きな違いがございますが、相手が傷ついてご迷惑をおかけしているということに対しては謝罪を申し上げておりますので、引き続き謝罪をするように心がけていきたいと思っております。

○委員 その後です、これまた自分で取ったやつですけど、平成28年の第2回三浦市議会定例会の中で、「市民より負託を受けた議員として、市民に信頼されなければならない。また、市民の奉仕者として、同じ三浦市議会議員として全く考えられません。このような言動は、議会の信頼と名誉を著しく損ね、市民の期待を裏切る行為であります。いかなる理由があろうとも決して許されることではありません。市民のための議会として、市民の信頼を回復するためというならば、直ちに市議会議員の職を辞任することを強く求めます」っていうふうに本会議の中でおっしゃっています。それで、その後ですけども、「自分を正当化することよりも、市民から負託を受けた三浦市議会議員として深く反省をして、職を辞して謝罪をすることが、市民への信頼回復につながるのだと思います」って述べているんです。そのときの気持ちと今の議員としての気持ち、変わってしまったんですかね。

○藤田議員 気持ち的に全然変わっておりません。

○委員 同じような事例の中で、人に対しては厳しく、自分には甘く、そういうふうに受け取られないのかなと考えます。

先ほど謝罪が最優先というようなこともおっしゃっていましたが、その後の責任についてもしっかりと考えていただきたいと発言して、終わります。

○副委員長 一言だけ。今まで委員の皆さんのご意見を多く伺わせていただきまして、存否を決めるには十分な材料があると考えております。これ以上、藤田議員や請求者の方からの意見などは何う必要はないのかなと思うところではありますけれども、今日も藤田議員も、非を多く認められて何度も謝罪をしておりますし、今後も謝罪をする意向があるということなども踏まえて審査をすべき段階かなと思っておりますので、私から何うことはありません。

以上です。

○委員長 藤田議員、ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、今回いろんなご意見があつて、それに答えられていました。それで、藤田さん本人が、今回の件に関して非を認めますか。まずは、自分に非があると。

○藤田議員 相手を傷つけてしまったということで……。

○委員長 自分に非があるというのは認めますよね。

○藤田議員 はい。

○委員長 じゃ、請求者——当時の陳情者の方に非があると思いますか。現在、どうですか。

○藤田議員 思いません。

○委員長 はい。じゃ、藤田議員本人に非があると。それで、陳情者の方には非はないというふうなことで受け取ってよろしいですか。

○藤田議員 はい。

○委員長 それでしたら、先ほども委員からもありました謝罪の部分なんですよ。やっぱりこれだけ長い期間で、ご本人からちょっとお話を聞いたことがあるんですけど、謝罪とかそういうふうなことはないですよということなんですけど、やはり自分に非があるところを認めるのだったら、どう言われようが、本人に直接謝罪するべきだと思うんですよ。ここは自分の個人的な意見になっちゃうのかもしれないけど、他の方のご意見云々よりも、まずは謝罪に直接行く。なかなか会っていただけないとは思うんですよ。塩かけられるかもしれない。そういう中でも、そういう気持ちがあるんだったら謝罪に行くべきだったと思うし、今からでも遅くないと思う。なかなか、体調を心配されてというふうなことも言いますけど、まず自分に非があるんだったら、そこはきちっと、そういうふうな態度を示さないといけないんじゃないかなと。先ほど委員からも、メールでとか電話でとか、方法はいろいろあると思いますけど、やっぱり自分に非があるんだったら、直接足を通わせて、行くのがやっぱり本当じゃないかなと思うんですよ。なかなか、相手の方の考え方もあると思うんですけど、そこは何度も何度も足を運ぶっていうのも……自分だったらですよ。やっぱり謝罪の気持ちがあれば、そういうふうにしていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○藤田議員 はい。謝罪をしていく方向で、しっかりやっていきたいなと思っています。

○委員長 よろしくお願ひします。以上です。

ほかに、よろしいですか。（「なし」の声あり） 他になければ、以上で質疑を終了いたします。

藤田議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

[藤田 昇議員 退席]

○委員長 本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願

いたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
